

青森県依存症等対策推進計画の概要

1 計画の目的等

- アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画、及び依存症対策総合支援事業実施要綱(平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)3(1)③に基づく薬物依存症に関する地域支援計画として策定します。
- 計画期間について、2024(令和6)年度～2026年(令和8)年度までの3年間とします。

2 策定に当たっての考え方

平成31年3月に「青森県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害に対して、5か年にわたり対策を推進してきました。

この間に、ギャンブル等依存症対策基本法が平成30年10月に施行され、また、薬物依存に関しても大麻や覚せい剤に対する危険(有害)性の認識が低くなっていることなど、社会環境も変化してきています。

アルコール健康障害・ギャンブル等依存・薬物依存については、疾病や支援対策に共通する部分が多いことを踏まえ、これまでのアルコール健康障害対策における取組の成果を活かし、相互に連携を図りながら総合的に対策を推進していくことが必要となります。

こうした状況を踏まえ、「青森県アルコール健康障害対策推進計画」を改定し、アルコール健康障害に加え、新たにギャンブル等依存、薬物依存に関する対策の問題に総合的に対応していく計画として策定することとしました。

3 概要

(1)基本方針

- ①正しい知識の普及啓発
- ②誰もが相談でき、必要な支援につなげる体制づくり
- ③地域における医療機関と相談機関の連携の推進
- ④依存症等の方が回復し社会復帰するための社会づくり

(2)推進体制

青森県依存症等対策推進委員会において、目標の達成状況や各種施策への取組状況を評価し、委員の意見等を踏まえつつ、PDCAサイクルを基本としながら計画の推進を図ります。

4 目標

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防
- アルコール健康障害・ギャンブル等依存・薬物依存に係る広報の推進
- アルコール健康障害・ギャンブル等依存・薬物依存に関する正しい知識の普及啓発と、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

| 指標 | | 現状値 | 目標値(令和8年度) | 備考 |
|--------------------------|-----------|--|-----------------|--|
| 生活習慣病リスクを高める飲酒者割合 | | 男性31.9%、女性20.1% (令和3年度) | 男性30.7%、女性18.9% | 「第三次青森県健康増進計画」における令和17年度までの目標値、男性26.7%、女性14.4%と直近値の差を年単位で按分 |
| 妊娠中の飲酒率 | | 0.9% (令和4年度) | 0% | 「第三次青森県健康増進計画」における令和17年度までの目標値 |
| 各種依存症等に関する広報回数 (県実施分) | | — | 年1回以上 | |
| 相談 件数 | アルコール健康障害 | 53件 (令和4年度) | 60件 | 令和4年度の相談件数の1割増 (53件×1.1) |
| | ギャンブル等依存 | 68件 (令和4年度) | 125件 | 令和4年度の電話相談件数の2倍、来所 相談件数の1.5倍 (45件(電話)×2)+(23件(来所)×1.5) |
| | 薬物依存 | 5件 (令和4年度) | 10件 | 令和4年度の相談件数の2倍 5件×2 |
| 専門医療 機関数 | アルコール健康障害 | 3カ所 (津軽・西北五、八戸、 青森・下北) (令和4年度末) | 4カ所以上 | 各圏域1カ所以上 |
| | ギャンブル等依存 | 1カ所 (津軽・西北五) (令和4年度末) | 4カ所以上 | 各圏域1カ所以上 |
| | 薬物依存 | 1カ所 (津軽・西北五) (令和4年度末) | 4カ所以上 | 各圏域1カ所以上 |

5 取組内容

共通の取組

- 普及啓発: 様々な広報媒体を活用した正しい知識の普及啓発、自殺対策との連携による普及啓発 等
- 治療及び相談支援体制の充実: 県内4圏域1ヵ所以上の専門医療機関の選定による医療提供体制の強化 等
- 民間団体の活動支援: 自助グループ等民間団体が行う活動の支援
- 家族支援: 家族教室の取組の推進、家族への自助グループ等民間団体に関する情報提供 等
- 人材の確保等: 国研修への看護師、精神保健福祉士等の派遣による専門性を持った医療従事者の育成の推進、相談支援に携わる職員等を対象とした本人支援に必要な技術を習得することを目的とした研修

アルコール健康障害

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| 発生予防 (1次予防) | 20歳未満の方の保護者に対する飲酒に伴うリスクに関する啓発の推進 |
| | 妊婦等に対する飲酒防止に関する啓発の推進 |
| | アルコール関連問題啓発週間等広報・啓発の推進 |
| | 20歳未満の方への酒類の販売及び提供の禁止等 |
| | 酒類飲用に関する少年補導の強化 |
| 進行予防 (2次予防) | SBI RTS (エスバーツ)による早期介入の推進 |
| 再発予防 (3次予防) | 飲酒運転をした者に対する指導等 |
| | アルコール健康障害に起因する暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等 |
| | アルコール健康障害に関する自助グループ等との連携による社会復帰支援 |

5 取組内容

| ギャンブル等依存 | |
|----------------|----------------------------------|
| 発生予防 (1次予防) | ギャンブル等依存症問題啓発週間等広報・啓発の推進 |
| | ギャンブル等依存に関する学校教育、消費者教育の推進 |
| | ギャンブル等に関する不適切な誘引の防止等 |
| 進行予防 (2次予防) | 多重債務問題相談機関との連携 |
| 再発予防 (3次予防) | ギャンブル等依存に関する自助グループ等との連携による社会復帰支援 |

| 薬物依存 | |
|----------------|------------------------------------|
| 発生予防 (1次予防) | 薬物乱用防止対策と連携した広報・啓発の推進 |
| 進行予防 (2次予防) | 薬物依存症回復支援施設と相談拠点との連携 |
| 再発予防 (3次予防) | 薬物依存に関する自助グループ等との連携による社会復帰支援・再乱用防止 |